

# 日本資産保全コンサルタント協会 会則

## 第1章 総 則

### (理 念)

#### 1. 「お客様の資産防衛」を使命とし、お客様の繁栄と幸福に資するべし。

「お客様の資産防衛」には2つの側面がある。一つは、中立的な立場での「購買代理の機能」を發揮することによって、金融機関による営業本位の姿勢からお客様をお守りすること。もう一つは、年金や雇用制度の変容など社会システムが激変し、国や企業が個人の生涯補償を行う時代が終焉したという認識に立ったうえで、個人の資産設計の指導が必要になっていることである。この2つの側面から、お客様に対して真の資産防衛を指導できる立場にあるのは、我々会員をおいて他にいないことを肝に銘ずるべきである。

#### 2. 「お客様の資産防衛」は慎重かつタイミングを逸することがないことを旨とすべし。

お客様の繁栄と幸福を真に願うのであれば、資産防衛への指導には一刻の猶予もない。お客様は会員の中立かつ親身の指導を心から待ち望んでいるし、資産設計の指導も時期が早ければ早いほど無理のない計画が可能となる。

#### 3. 「お客様の資産防衛」への積極的関与を心掛けるべし。

お客様の資産防衛を行うにあたっては、会員の弱気や傍観者のな態度を排除して、積極的に関与しなくてはならない。資産防衛の根本思想は営利追及にあるのではなく、お客様への深い思いから来るものである。お客様は、会員からの積極的な関与を待っていることを忘れてはならない。

#### 4. 資産防衛指導の専門家としての職業倫理と研鑽を忘れることがないように銘記すべし。

お客様からの信頼が一番厚いのは会員であるとの自覚を忘れずに、資産防衛の指導者として日々知識の習得と研究に励むこと。日本における資産防衛指導のリーダーとしての自覚ある行動を心掛けよう。

#### 5. 分散投資の原則に基づいた提案をすべし。

金融市場の動きは予測不能であることを前提に、分散投資（ポートフォリオ）による提案を基本原則とする。個人的な相場観に基づく単品推奨は厳禁する。

#### 6. 長期保有の原則をお客様に十分説明提案すべし。

どんなに分散投資が図られていたとしても、短期における運用収益がマイナスになることはむしろ当たり前のこと。例えば、5年間運用したときに「5年間を通しての運用利回りが年率何パーセントになるか」という長期運用の発想が極めて重要である。この長期運用の発想を充分にお客様に説明したのち、「貯蓄から投資」の提案をすべきである。

## 7. 最適提案の原則を心掛けるべし。

お客様の資金特性、運用目的、リスク許容度を勘案したうえで、最適な商品選択に基づく最適なポートフォリオ提案を心掛けること。「最良の商品」が先にあるのではなく、「お客様の目的を実現するための最適な商品選択に基づく最適なポートフォリオ提案」を行うこと。

## 8. お客様のアフターケアを徹底すべし。

資産防衛指導は、提案から開始までよりもむしろ運用を開始した後のアフターケアにこそ、より多くの時間を費やさなくてはならない。特に市場環境の悪化などによりお客様が不安に陥ったときほど、お客様に対して状況説明の機会を増やすことが大切である。

### (名称)

第1条 本会は、日本資産保全コンサルタント協会（英文名：Japan Wealth Management Consulting Society；JWMC）と称する。

### (所在)

第2条 本会は、事務局を東京都港区に置く。

### (目的)

第3条 本会は、お客様の資産保全の為となる知識の習得と研究に努め、会員による資産保全業務の遂行とその発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資産保全業務を営む会員に対する知識修得のためのセミナー及び研修会の実施
- (2) 資産保全に関する研究、調査、啓蒙及び知識の普及
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員資格)

第5条 本会の会員は法人又は個人とする。(尚、会員登録が税理士法人の場合には、金融商品仲介業を営むことが出来ない)

- 2 会員は協会の理念に賛同し、かつ会則の遵守を誓約する。

(入会)

第6条 本会の会員となる者は、本会の定める入会届及び誓約書を事務局に提出し、事務局は組織委員会を通じて理事会に報告しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、次の各号により本会を退会する。

- (1) 会員から退会届が提出されたとき
- (2) 第5条に定める要件を失ったとき
- (3) 第38条の定めにより退会処分を受けたとき。

(会員の名簿)

第8条 本会は会員名簿を備える。

- 2 会員名簿の利用は関係法令を遵守し会員の承諾を得るものとする。

### 第3章 総会

(開催)

第9条 総会は定時総会と臨時総会とする。定時総会の開催は年1回、10月とし、臨時総会の開催は、次の各号の一つに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事会の決議があったとき
- (3) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき

(決議事項)

第10条 総会の決議事項は、次の各号とする。

- (1) 理事及び監事の選任
- (2) 会則の変更
- (3) その他理事会での決定事項

(議決の要件)

第11条 総会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任状による議決権の行使)

第12条 会員で総会に出席できない者は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、会長があたる。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員

(役員)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以内
- (5) 監事 2人以内

(役員を選任)

第16条 前条に規定する役員は、次の各号により選任される。

- (1) 理事及び監事は総会において選任する
- (2) 会長は、理事の互選による。
- (3) 会長は、必要に応じて副会長、専務理事、常務理事を理事の中から指名する。

(会長及び副会長)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(理事)

第18条 理事は、理事会の構成員として、会務の執行に参画する。

(監事)

第19条 監事は、会計及び会務の執行を監査する。

( 役員の任期 )

第 2 0 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

( 役員の退任 )

第 2 1 条 役員は本会を退会したとき若しくは第 2 2 各号の一つに該当するとき、又は理事会において 3 分の 2 以上の解任決議があったときは退任する。

( 役員の欠格条項 )

第 2 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- ( 1 ) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

( 顧問等 )

第 2 3 条 本会に最高顧問、顧問及び特別顧問(以下、顧問等)を置くことができる。顧問等は、会長が理事会の同意を得てこれを委嘱し、本会の業務運営に関する重要事項について意見を述べるができる。

## 第 5 章 理事会

( 理事会 )

第 2 4 条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成する。監事は理事会に任意に出席することができる。

( 開催 )

第 2 5 条 理事会は定例理事会と臨時理事会とし、定例理事会は年 1 回、臨時理事会については、会長が必要と認めたときに開催する。

( 理事会の運営 )

第 2 6 条 理事会は、会長が招集し、その構成員の 2 分 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 理事会の議長は、会長が当たる。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 議案が簡易な事案等であるときは、理事会の招集を行わず、書面により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。
- 5 理事会の議事については、議事録を作成し全理事に配布しなければならない。

## 第6章 正副会長会

### (正副会長会)

第27条 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。監事は正副会長会に任意に出席することができる。

### (開催)

第28条 正副会長会は、会長及び副会長が必要と認めたときに開催する。

## 第7章 常務理事会

### (常務理事会)

第29条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

### (開催)

第30条 常務理事会は定例常務理事会と臨時常務理事会とし、定例は年3回(1月・4月・7月)、臨時常務理事会については、次の各号の一つに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 常務理事の3分の2以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき

### (常務理事会の運営)

第31条 常務理事会は、前条各号の規定により招集し、その構成員の2分1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 常務理事会の議長は、専務理事が当たる。
- 3 常務理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 議案が簡易な事案等であるときは、常務理事会の招集を行わず、書面により常務理事の意見を求めることにより、常務理事会の決議に代えることができる。
- 5 常務理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第8章 委員会

### (委員会の設置)

- 第32条 会長は必要に応じて委員会を設置することができる。
- 2 委員長は理事の中から会長が指名する。
  - 3 委員は委員長が指名する。

### (委員会)

- 第33条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

### (開催)

- 第34条 委員会は委員長が必要と認めたときに開催する。

### (委員会の運営)

- 第35条 委員会は、委員長が招集し、その構成員の2分1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
  - 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 議案が簡易な事案等であるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

## 第9章 品位保持及び使用人等の監督

### (職業倫理)

- 第36条 会員は本会の目的を十分に認識して、深い教養と高い品性の保持に努め、いやしくも信用又は品位を害することをしてはならない。

( 使用人等の監督 )

第 37 条 会員は、その使用人その他の従業者が信用失墜行為を行わないように監督しなければならない。

( 会員の処分 )

第 38 条 会長は次の各号に該当またはその恐れがある会員に対し、必要な処分をすることができる。

- ( 1 ) 会則違反
- ( 2 ) 公序良俗に反する行為
- ( 3 ) 本会または他の会員の信用を失墜する行為、または本会の目的に反する行為
- ( 4 ) 犯罪及び犯罪に結びつく行為
- ( 5 ) 他の会員または第三者の財産、信用、プライバシーを侵害する行為
- ( 6 ) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
- ( 7 ) 他の会員または第三者に故意に不利益を与える行為
- ( 8 ) その他、重大な法律に反する行為

## 第 10 章 事務局

( 事務局及び事務局長 )

第 39 条 本会の業務を処理するために、本会に事務局、及び事務局長を置く。

第 40 条 本会の会計は、事務局長が行なう。

## 第 11 章 解散

( 解散 )

第 41 条 本会は、総会において会員の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

## 第12章 雑則

(会計年度)

第42条 本協会の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(附則)

第43条 当分の間、会費は徴収しない。

第44条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

- 2 会則改訂施行前の会員については、この会則の承認をもって誓約書の提出があったものとみなす。
- 3 第16条各項については、当分の間、選考委員会にて指名決定するものとする。

制定、施行 2005年8月 2日  
改訂 2006年9月26日  
改訂 2008年1月 1日